

出展規約及び諸注意事項



1. 本規約の効力の発生

出展申込書を主催者が受理した時点で出展申込者は本規約に同意したのものとして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。

2. 出展者の決定

出展者の決定は主催者が行い出展申込者へ通知します。選考内容等に関しては公表しません。なお、出展決定後であっても、主催者が出展者として適当でないと判断した場合には主催者は出展を拒否することができます。出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展料の請求

出展決定の通知に合わせて出展料を請求します。支払期日までに振込みがない場合は出展資格を喪失する場合があります。なお、振込手数料は出展者負担とします。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認めません。出展者のやむを得ない事情により出展をキャンセルする場合には原則として出展料は返金しません。

5. 出展料に含まれないもの

「出展者募集のご案内」に記載のあるもの以外のオプション類、追加電気工事、その他のリース備品は出展者の負担となります。また搬入出に関わる費用も出展者にてご負担いただきます。

6. 小間の譲渡・貸与・交換の禁止

出展者は主催者より割り当てられた小間の一部あるいは全部を第三者に譲渡・貸与することはできません。また、出展者同士による交換も禁止いたします。

7. 小間位置

小間位置は展示内容や会場内各エリアのゾーニング等を考慮し主催者が決定します。

8. 展示内容

1. 小間内で自社製品・商品の販売が可能です。但し、屋内会場ということ考虑し、生ものや展示会場にて調理・加工を行なう必要があるもの、臭気が強いものの出展は原則として認めておりません。判断がつきにくい場合は事務局までご相談ください。
2. 展示会の管理・運営を適切に行うため、各小間の展示内容について記入した「展示概要申請書」を提出していただきます。

9. 禁止行為

1. 危険物及び裸火の会場への持込み。
危険物及び裸火を会場へ持ち込む必要がある場合は、事前に会場及び消防署へ届け出て許可を受けなければなりません。また、会場および消防署から、展示小間内への消火器設置等安全管理上の指導があった場合は、出展者の負担にて対応してください。
2. 会場の消防設備機能を損なう行為。
3. 来場者に危険を及ぼす恐れがあると認められる行為。
4. 公序良俗に反する恐れがあると認められる行為。
5. その他、管理運営上支障があると認められる行為。

10. 出展物の実演

1. 実演によって強度の音響、光線、熱気、振動等が発生する場合は、予め防止措置をとり、来場者への安全を確保してください。
2. 主催者は、会場の保全、管理、秩序の維持、公衆の安全のため、支障があると認めた実演については、出展者に必要な対策をお願いすることがあります。必要な対策がとられない場合は実演の制限又は中止を求めることがあります。

11. 展示小間の装飾

1. 床面の耐荷重は1t/m²以下、装飾物の高さは原則として2.7mまでとします。諸事情によりこれを超える場合は事前にご相談下さい。
2. 展示装飾に際し、合板、カーペット、のぼり等を使用する場合は「防災ラベル」が添付された不燃性のものを使用してください。
3. ナイロン、発泡スチロールなどの石油化学製品、大量の紙、布など、燃えやすいもののご使用はお控えください
4. 施設の壁、床、ガラス面、柱等に装飾物を貼ったり、ものを立て掛ける事はできません。

12. 会場内の撮影

会場内の撮影は原則としてお断りいたします。撮影を行う場合は、必ず出展者の了解を得てください。

13. 残材処理(廃棄物処理)

展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺のクズは出展者の責任によりお持ち帰りください。特にビニール、プラスチック、金属(カン)、カーペット、ガラス(ビン)、ゴム、油等の産業廃棄物は処理できませんので各出展者でお持ち帰りください。なお、放棄廃棄物の処理費用については、会期終了後事務局が出展者に後日請求させていただくことがあります。

14. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談に関するトラブルについて主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開されますので、法的保護は出展者の責任において対応するものとします。

15. 損害賠償責任等

1. 主催者はいかなる理由においても、出展者(以下「出展者」といい、その役員・従業員、関係者、代理店、施工・運営を委託するものなどを含む)が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害等に対し、一切の責任を負いません。
2. 出展者は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内及びその周辺の建築物・設備、並びに主催者が用意した設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合は、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関して損害等が発生した場合、直ちに補填しなければならないものとします。
4. 主催者は天災地異、疫病、ストライキ、交通機関の遅延、社会不安その他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により、開催を変更・中止することがあります。この場合、主催者は、これによって生じた出展者の損害は補償しません。

16. 反社会的勢力の排除

1. 出展者(以下「出展者」といい、その役員・従業員、関係者、代理店、施工・運営を委託するものなどを含む)は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

なお、主催者は、出展者が反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力と以下に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、出展申込みの拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 出展者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

なお、主催者は、出展者が自らまたは第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、出展申込みの拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

17. アンケートの提出

すべての出展者は本展示会終了後、主催者が実施する出展の効果等に関するアンケートにご協力いただきます。

18. 個人情報の取扱い

出展申込書に記載された情報は適切に管理し、本展示会の運営及び開催案内や照会、各種イベントの通知のために利用する場合があります。